

## 公益社団法人 日南市シルバー人材センター

### 新型コロナウイルス等感染防止対策ガイドライン

公益社団法人日南市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、会員である高齢者（以下、「高齢者」という。）の希望や能力に応じて就業の機会を確保し、地域の社会参加活動を組織的に支援していくことで、高齢者の生きがいの充実、活力ある地域社会づくりに寄与してまいりました。その事業の性格上、市民生活をサポートする業務の他、多種多様な業務を受注しております。会員・職員は新型コロナウイルス等の感染症が発生する中においても、日南市民の生活や日南市・関係諸団体ならびに企業等の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する者として、高齢者で構成する団体であることを十二分に認識したうえで、感染拡大防止に努めつつ、可能な限り業務を継続するため、個々の現場の特性・実情に沿った措置を講じることとします。

また、事務局内で感染拡大を防止するよう、職員への感染予防策の徹底、職場環境における対策の充実などに努めるものとします。

#### 基本方針

1. 原則として、日南市の掲げる施策を順守する。
2. 感染予防の徹底、感染拡大防止に努める。
3. 業務は継続を基本とし、その方法を模索する。
4. 発注者への業務継続体制を整える。
5. 本ガイドラインの改廃は、その緊急性を考慮し、センター理事専門委員設置要綱に基づき安全対策委員会が行い、理事会に報告することとする。

#### 感染防止のための基本的な考え方

シルバー人材センター事業の性格から、原則として会員、職員ともにひとり一人が自覚と責任をもって努めます。会員は、日常生活や就業現場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識したうえで、対策に係る体制を整備し、個々の現場の特性に応じた感染リスクを考え、それに応じた対策を講ずることとします。

事務局は、感染拡大を防止するよう、職員への感染予防策の徹底、職場環境における対策の充実などに努めるものとします。

#### 感染防止の具体策

##### A 感染防止対策の体制

- ① 安全対策委員会が率先し、理事会と連携を図り、感染防止のための対策の策定・変更について検討いたします。
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を順守するとともに、日南市の施行する

対策を踏まえ、関連諸団体との連携を図ります。

- ③ 国、宮崎県、日南市、公益社団法人全国シルバー事業協会、公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会、他市町村のシルバー人材センターなどを通じ、できる限り正確な情報を収集し、活用します。

## B 健康管理

- ① 基本的に日々の検温と記録を実施してください。就業前（出勤前）に、発熱や咳・咽頭痛などの症状の有無を確認した場合、または体調が思わしくない場合は、就業の中止または休暇の取得を奨励します。
- ② 発熱などの症状により、自宅で待機・療養することになった会員・職員は毎日、健康状態を確認・記録したうえで、症状がなくなり、就業または出勤の判断を行う際には、医療機関等での相談を推奨します。

- ③ 新型コロナウイルスの検査を受けていない者の職場復帰の目安。

次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。

- ・ 発熱後に 8 日が経過している。
- ・ 解熱後に少なくとも 72 時間が経過しており(a)、発熱以外の症状(b)が改善傾向である。
  - (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない。
  - (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状。

上記期間の休業が困難な場合には、できる限り新型コロナウイルスの検査を受けるようにする。

それができない場合には、事業所の責任のもとに、以下の対応を取ることやむを得ない。

- ・ 発熱や風邪様症状の消失から少なくとも 72 時間が経過している(a)状態を確認して復帰させる。
- 医療機関等への負担がかかる各種証明書（「陰性証明書や治癒証明書」）の請求はできるだけ控えること。
- 職場復帰後は日常的な健康観察、マスクの着用、他人との距離を適切に保つなどの感染予防対策を従来通り行う。
- 在宅勤務に限ればこの限りではないが、家庭内感染に注意。

## 就業・勤務

- ・ 人との接触を避け、対人距離を確保（2 m程度）します。
  - \* 就業現場においては、これらを発注者と協議し実施に努めます。
- ・ 就業中または勤務中マスク着用を促します。
- ・ 施設の喚起を適切におこないます。
  - \* 就業現場においては、これらを発注者と協議し実施に努めます。
- ・ 始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備に石けんを配置します。水道が使用できない環境（施設内の入り口等）では、手指消毒液を設置します。
  - \* 就業現場においては、これらを発注者と協議し実施に努めます。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にします。また複数の人の手が触れる場所を適宜消毒します。
- ・ 人と人が頻繁に対面する必要がある場所は、アクリル板等のパーテーションにて遮蔽します。

- ・ \*就業現場においては、これらを発注者と協議し実施に努めます。
- ・ 会議、委員会、イベントはその緊急性と重要性を考慮し、開催を延期または中止します。

## トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行います。
- ・ \*就業現場においては、これらを発注者と協議し実施に努めます。
- ・ ペーパータオルや個人用のタオルを準備するようにします。

## 休憩スペース

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにします。
- ・ 会話の際にはマスクを着用します。
- ・ 休憩スペースは常時喚起をします。
- ・ 共有する物品（テーブル・いす等）は、定期的に消毒します。
- ・ 休憩スペースを使用する際は、入退室の前後に手洗いをします。

## 清掃・消毒・ごみの破棄

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃します。
- ・ 不特定多数が触れる箇所（テーブル・いすの背もたれ、ドアノブ・電気のスイッチ・電話・キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、エレベーターのボタン等）は始業前後等に清拭消毒します。
- ・ 鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して破棄します。
- ・ ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用して作業を行います。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手をよく洗います。

## 会員もしくは職員の感染者が確認された場合の対応

- ・ 保健所、医療機関の指示に従います。
- ・ 国、宮崎県、日南市、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会、公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会等から指示された手続きを行います。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、同勤務場所の職員に自宅待機させるなどを検討します。就業場所においては、これらを発注者と協議し、同様の対応を検討します。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意します。なお、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱うよう努めます。
- ・ センター内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、個人情報に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行います。

## 就業先で会員以外の感染者が確認された場合の対応

- ・保健所、医療機関および発注者の指示に従います。
- ・施設の場合は、施設管理者の指示に従います。

## その他

- ・職群班、地域班、事務局の単位で適宜協議を行い、ガイドラインに記載のない対策であっても、必要に応じて講じることとします。その場合においては、必ず安全対策委員長に報告することとします。
- ・マスクの着用による熱中症の発生を警戒し、意識して水分補給を行うよう努めます。